

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、檀原市長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和二年九月十八日

奈良県知事 荒 井 正 吾

- 一 測量の目的 公共測量（数値撮影（デジタル）及び写真地図作成）
- 二 測量の地域 檀原市全域
- 三 測量の期間 令和二年九月一日から令和三年三月十九日まで